

秋田市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月16日

秋田市公平委員会

委員長 佐々木 俊 幸

秋田市公平委員会規則第1号

秋田市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和45年秋田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第22条中「の各号」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 公平委員会が職権で喚問した証人の旅費

第22条第2号中「行なった」を「行った」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。